

[検討事項] □民主的かつ効率的な議会運営

1. 考え方について

議会は、議員平等の原則により、民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行わなければならない。

□議員平等の原則

- ・ 議会を構成する議員は、法令上、平等であるとする最も基本的な原則。
- ・ 選挙された議員は性別、信条、年齢、教育歴、才能、議員歴に関係なく対等。
- ・ 会議、会議外で行使できる各種の権利は各議員に平等。

(地方議会研究会「議会運営の実際」より引用)

2. 参考条文、参考事例等

○上越市 第 15 条 (議会運営)

議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

- 2 議会は、法第 103 条第 1 項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、所信を表明する機会を設け、その過程を明らかにするものとする。
- 3 議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めなければならない。

○姫路市 第 6 条 (議会運営の原則)

議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

- 2 議会は、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。
- 3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。
- 4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

○北九州市 第 9 条 (議会運営)

議会は、議会の運営に当たり、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則に則り民主的で円滑な運営を推進する。

- 2 議会運営に関わる事項については、この条例の趣旨に則り、議会運営委員会において協議し、調整する。
- 3 議長は、議会を代表して、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- 4 副議長は、議長と協力し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。